

## 仙台市で勤務する、公衆衛生に携わる歯科医師を募集します！

仙台市は東北地方唯一の政令指定都市であり、経済、学術などの高度な都市機能が集積する都心部から、豊かな田園や山林が広がる郊外部まで、多様な側面を持つ中枢都市として発展してきました。

まちづくりにおいて、市民の安全で健康な暮らしはその基礎であり、また活力を支える重要な柱です。市民が健やかで質の高い生活を営むうえで基本となる「歯と口の健康づくり」の中心的役割を担う歯科医師として、109万市民の健やかな生活を守り支える最前線で活躍いただける方を募集します。

### 【ポイント】

#### ① 109万仙台市民の健康に携わる“やりがい”のある仕事です

地域の特性と市民の健康課題に対応した歯科保健計画や事業の企画立案と、直接的な取り組みによる地域に密着した地域全体の健康づくりを推進します。また、母子保健に加え、介護保険や福祉制度などの分野とも連携します。

#### ② 歯科医師としての専門知識を活かすことができる仕事です

市民の歯と口の健康づくりに向けた施策の企画・立案や歯科健診など、歯科医師の専門知識を活かすことができるやりがいがある仕事です。また、仙台歯科医師会をはじめ、仙台市医師会や東北大学などと連携して保健・健康施策を推進しており、医療関係者とのネットワークも広がります。

#### ③ “働きやすい”勤務制度で、勤務場所は仙台市内です

子育てや介護など、仕事とプライベートの両立ができるよう、各種支援・休暇制度を設けています。また勤務は、基本的に定められた勤務時間内になります（災害対応など、時間外勤務が必要となる場合があります）。また、数年ごとに職場の異動はありますが、勤務場所は仙台市内です。

#### ④ 必要な知識は、採用後の研修や業務を通して修得できます

これまでの専門分野や行政機関での経験は問いません。

国立保健医療科学院などの関係機関での研修の受講のほか、先輩歯科医師がサポートします。

広く市民の健康をフィールドとする公衆衛生の仕事は、とてもやりがいがあります。これまでの臨床経験を活かすことができますし、大学や研究所での研究の経験を実際の取り組みに応用し、市民の歯と口の健康づくりに直接貢献できる可能性も十分あります。

健康福祉局、区役所保健福祉センターなどで、市民の健康づくりに積極的に取り組む方に応募していただくことを期待しています。

そのような方がいらっしゃいましたら、ぜひ私たちと一緒に、働いてみませんか。

興味がある方は、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL 022-214-8197 FAX 022-214-4446

E-mail : [fuk005520@city.sendai.jp](mailto:fuk005520@city.sendai.jp)

## 公衆衛生に携わる歯科医師の主な勤務条件など

### 1. 業務内容

主な業務は次のとおりです。主に歯と口の健康づくりに係る施策の企画立案・調整や、市民への保健サービスを提供します。

実際の業務は、職場の保健師・栄養士・歯科衛生士・衛生職等の技術系職員や事務職員と協力して進めます。

- (1) 歯科保健医療施策の推進、進行管理
  - ・ 歯科保健医療施策の企画・立案
  - ・ 歯科保健医療に係る各種協議会等
- (2) 歯科健康診査
  - ・ 幼児健康診査
  - ・ 障害児施設歯科健康診査
- (3) 健康教育・健康相談
  - ・ 地域健康教育、健康づくり事業
  - ・ 歯科相談、育児相談
  - ・ 市政出前講座
- (4) 地域組織活動
  - ・ フッ化物洗口実施に係る研修、技術支援
  - ・ 保育所、幼稚園、認定こども園歯科健康診査集約事業に係る助言・指導
- (5) 地域連携・医療安全
  - ・ 幼児健診懇談会、学校保健委員会
  - ・ 歯科を有する病院の立ち入り
- (6) 健康危機管理
  - ・ 大規模災害時の歯科保健医療の対応

### 2. 勤務場所

- (1) 健康福祉局保健衛生部（仙台市青葉区）
- (2) 区役所保健福祉センター（保健所支所と福祉事務所の機能を有し、市内5センターあります。）等

### 3. 研修

- (1) 採用時や昇任時には、仙台市職員として、それぞれの段階で業務に必要な知識等を身につけるための研修を行います（職員研修所主催）。
- (2) 公衆衛生に携わる歯科医師として専門的な知識・技術の習得のため、各種研修機関への派遣研修を行います（国立保健医療科学院等）。

#### 4. キャリアを継続できる制度

家庭環境等の変化があっても、歯科医師としてキャリアを継続できるよう、様々な休暇制度や職務を免除する制度を整えています。

〈主な休暇制度等の概要：令和5年4月現在〉

制度名称	内容
産前・産後休暇	女性職員の出産のための休暇（有給） ・産前8週間（多胎妊娠 14 週間）、産後8週間
妊婦通勤緩和	妊娠中の女性職員の通勤負担を緩和するための職務免除（有給） ・朝又は夕方の 1 時間あるいは朝夕 30 分ずつ
育児参加のための休暇	配偶者が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための休暇（有給） ・産前8週間（多胎妊娠 14 週間）から当該出産に係る子が 1 歳に達する日までの間の5日以内
育児休業	3歳未満の子供の育児のための休業（無給だが、一定の場合、共済組合から育児休業手当金の給付あり）※男性・女性職員共通
育児短時間勤務	小学校就学前の子供の育児のため、常勤職員のまま短時間の勤務とする制度（給与は勤務時間数に応じた額）※男性・女性職員共通 ・週当たり、通常の 1/2～2/3 程度の勤務時間
育児時間	2歳未満の子供の育児のための休暇（有給）※男性・女性職員共通 ・1日2回それぞれ 45 分
部分休業	小学校就学前の子供の養育のため、勤務時間の一部を勤務しない制度（無給）※男性・女性職員共通 ・勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間以内（30分単位）
子の看護休暇	小学校6年生までの子供の看護や予防接種のための休暇（有給） ・1年度に5日以内。時間単位で取得可。
家庭支援休暇（介護）	配偶者、父母、子供等の介護のための休暇（無給だが、一定の場合、共済組合から介護休業手当金の給付あり） ・通算6ヵ月の範囲で3回まで。時間単位で取得可。
介護部分休業	配偶者、父母、子供等の介護のため、勤務時間の一部を勤務しない制度（無給） ・連続3年の期間内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間以内（30分単位）

## 5. 給料・手当

- ・採用時の給料月額、歯科医師免許取得時から換算し、かつ任命される職位に応じて決定されます（博士課程修了者には加算があります）。
- ・給与は、上記のほか、初任給調整手当、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、それぞれの支給要件にしたがって支給されます。

（参考）

24歳で歯科医師免許を取得した 50歳の方の年収 約1,300万円（令和5年4月現在）

## 6. 勤務時間・休日

- ・原則として、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は60分）です。1週間あたりの勤務時間は38時間45分となります。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
- ・有給休暇は、1年につき20日（採用時期により変動あり）となり、時間単位で取得できます。また、20日を限度として、次年度に繰り越すことができます。

## 7. よくあるご質問にお答えします

Q1 転勤はありますか？

A1 数年ごとの職場の異動はありますが、勤務地は仙台市内となります。健康福祉局・区役所保健福祉センターは、どこも地下鉄やJRの駅から徒歩圏内にあります。

Q2 公衆衛生に携わった経験がありませんが、大丈夫でしょうか？

A2 公衆衛生に携わる歯科医師として必要な知識を採用後の研修や勤務で修得しつつ、これまで活躍された専門分野等の経験も活かすことができます。

また、先輩歯科医師の職員がサポートするとともに、国立保健医療科学院への派遣研修などで知識を深めることができます。

実際の業務においては、職場の歯科衛生士、保健師等の技術系職員や事務職員と一緒に、意見交換をしながら進めることとなり、歯科医師としてのこれまでの経験や専門性に基づく助言等を期待しています。

Q3 学会等への出張は可能ですか？

A3 公衆衛生に関する研究テーマについて、関連する学会等へ参加するための旅費や会費等を公費で負担する制度があります。このほか、業務状況や予算等との兼ね合いもありますが、レベルアップのための学会等への参加については、できるだけ配慮します。

Q4 仙台市ではどのような人材を求めていますか？

A4 「仙台市民のために働きたい」という気持ちで、課題の解決・社会への貢献をしていきたいという方、事務職や他の専門職と連携・協力しながら、仕事を進めていくことができる方を特に求めています。